

L N G 基地利用申込要領

～ L N G 基地利用申し込みのためのご案内 ～

平成 26 年 10 月

北九州エル・エヌ・ジー株式会社

1. 本要領の目的

本要領は、北九州エル・エヌ・ジー(株) (以下、「当社」という。) が保有・運営する戸畑LNG基地 (以下、「LNG基地」という。) の利用を希望される方が、当社に対し、LNG基地利用の申し込みをされる場合に、あらかじめご承諾いただく基本事項および協議を行う上で必要となる一般的かつ原則的な事項を定めたものです。

2. 用語の定義

この「要領」において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「LNG基地利用」とは、LNG基地の受入設備に自らが所有するLNGを持ち込んで当社に預け入れ、LNG基地の払出地点でガスの供給を受けることをいいます。
- (2) 「LNG基地利用依頼者」とは、当社にLNG基地利用のための協議開始の検討申し込みをされた方をいいます。
- (3) 「受入」とは、LNGを、LNG基地利用依頼者と当社との合意にもとづき、当社がLNG基地の栈橋において、LNG船より荷降しを行い、LNGタンクへ移送することをいいます。
- (4) 「貯蔵」とは、LNGを、LNG基地利用依頼者と当社との合意にもとづき、当社がLNG基地のLNGタンク内において既存利用者およびLNG基地利用依頼者のLNGを混合して留め置くことをいいます。
- (5) 「払出」とは、LNGタンク内のLNGを、LNG基地利用依頼者と当社との合意にもとづき、当社が気化し、LNG基地の払出地点でガス導管から払出すことをいいます。

3. 基本事項

LNG基地利用は、以下の基本事項をご承諾いただくことが前提となります。

- (1) LNG基地の適正な運営が確保されるとともに、当社ならびに既存利用者である九州電力(株)および新日鐵住金(株)の電気事業、ガス事業または製鉄事業等の遂行に支障がないものであること。
- (2) LNGの受入・貯蔵・ガスの払出等のコントロールおよび保安・防災管理等、LNG基地運営に必要な業務は、当社等が実施すること。
- (3) 受入れるLNGの性状等が、当社が受入れているLNGの性状等と適合性があること。
- (4) 保安上もしくは当社ならびに既存利用者である九州電力(株)および新日鐵住金(株)のガス・電気の安定供給上必要な場合には、迅速な対応が可能であること、あるいは、迅速な対応に協力できること。
- (5) LNG基地利用にあたり、当社もしくは当社が指定する関係者以外の第三者との調整が必要な場合には、LNG基地利用依頼者において調整を行い、承諾等を得ることができること。

4. LNG基地利用のための協議開始の検討申し込み

(1) 申し込みに必要な事項

LNG基地利用を希望される方は、あらかじめこの要領を承諾のうえ、次の事項について予定される内容を明らかにして、書面にて協議開始の検討申し込みをしていただきます。

○ 利用者に関する事項

法人名、代表者名、本社所在地、交渉担当者の氏名・役職および連絡先

○ 受入に関する事項

- ・ 受入量（月別、1回当たり）
- ・ 受入方法・受入時期
- ・ LNG性状（組成、物性）
- ・ LNG船仕様（船陸整合を確認するのに必要なデータ等）

○ 払出に関する事項

- ・ 払出量（月別、1時間当たりの最大払出量）
- ・ 払出方法およびガスの供給先

○ 時期に関する事項

- ・ 利用開始時期
- ・ 期間

○ その他必要な事項

(2) 当社が行う検討に際しては、実費相当額に消費税等相当額を加えた額を申し受けます。

5. LNG基地利用のための協議開始の諾否の通知

お申し込みいただいた事項により協議開始の諾否について当社で検討させていただき、その結果を、原則3ヶ月以内に（お断りさせていただく場合はその理由とともに）書面にてお知らせいたします。

お申し込み内容により、3ヶ月を超えて検討が必要となることが明らかとなった場合には、必要な期間およびその理由を通知いたします。

6. LNG基地利用の協議の概要

LNG基地利用の協議の申し込みは、5.「LNG基地利用のための協議開始の諾否の通知」にて定める当社の通知を受けた日から3ヶ月以内に行っていただきます。

当社は、LNG基地利用の協議の申し込みがあった場合には、LNG基地利用依頼者とLNG基地利用に必要な事項の協議を行います。協議が整い、当社がLNG基地利用依頼者にLNG基地利用を認める場合には、LNG基地利用料を含めた利用条件について、契約を締結いたします。

なお、協議については、当社ならびに既存利用者である九州電力(株)および新日鐵住金(株)で対応させていただくこと、あらかじめご承知置きください。

協議させていただく主な事項は以下のとおりです。

- (1) LNG基地利用に関する詳細事項
- (2) 計量に関する事項
- (3) 料金に関する事項
- (4) LNG基地利用の制限・中止に関する事項
- (5) 損害の賠償に関する事項
- (6) 契約に関する事項
- (7) 保安に関する事項
- (8) その他必要な事項

7. 情報の取扱い

LNG基地利用のための協議開始の検討およびLNG基地利用の協議に当たっては、申し込み内容その他必要な情報について、当社ならびに既存利用者である九州電力㈱および新日鐵住金㈱の3社で共有し、共同で検討を行いますので、あらかじめご承知置きください。

当社、九州電力㈱、新日鐵住金㈱およびLNG基地利用依頼者は、LNG基地利用のための協議開始の検討およびLNG基地利用の協議にあたって、知り得た情報を第三者に開示しないこととします。

8. 申し込み・問い合わせ窓口

ご利用に関するお申し込み・お問い合わせ等については、下記までお願いします。

北九州エル・エヌ・ジー株式会社 総務企画部 企画業務グループ
〒804-0002 北九州市戸畑区大字中原字先の浜 46 番 117
TEL. 093-882-8900 (代表)

以 上

L N G基地の現行設備・設備増強計画およびL N G取扱量

(1) 現行設備

\	戸畑L N G基地
L N G栈橋 (受入用)	L N G栈橋× 1 基
L N Gタンク	60 千 k l× 8 基
L N G気化器	130t/h O R V× 5 基 50t/h S M V× 2 基

(2) 設備増強計画

	25 年度 (実績)	26 年度 (計画)	27 年度 (計画)	28 年度 (計画)	備 考
L N Gタンク					期間内に該当計画なし
L N G気化器					"

(注) 設備増強計画は現時点の計画であり、今後変更することがあります。

(3) L N G取扱量

	25 年度 (実績)	26 年度 (計画)	27 年度 (計画)	28 年度 (計画)	備 考
L N G取扱量 (万ト)	355	342	186	132	

(注) 取扱量は現時点の計画であり、今後変更することがあります。